

答 申 個 第 1 1 6 号
令 和 4 年 5 月 2 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年1月7日付け保障第649号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

医療機関からの回答文書の個人情報非開示決定事案（諮問個第277号）

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年8月20日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「開示請求者が●●を受診後に●●からかがやきに送付された回答文書」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）において保管されている「医療機関用診療情報提供書（平成24年8月31日）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年9月17日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第16条第3号、第4号及び第7号に該当

当該文書は、医師同士の情報共有を行うために作成されるものであって、通常患者又は第三者に提供すべきではない情報を含む場合があるため、患者又は第三者への開示を行うことにより医療機関の診療行為に支障を来す可能性があるとの理由から、開示しないことを前提としてかがやきに情報提供をされたものである。（第3号及び第4号に該当）

医療機関から、当該文書を患者又は第三者に開示するとした場合には、かがやきに対し情報提供を行うことができない旨確認しており、かがやきとしては必要な情報が得られなくなることから、事業執行に支障を来すものである。（第7号に該当）

- (3) 審査請求人は、令和2年12月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

かがやきは、審査請求人から「成人の発達障害について診断をしてもらえる医療機関を教えてほしい」という相談を受け、審査請求人に●●（以下「本件医療機関」という。）を紹介するとともに、本件医療機関に対し紹介状を送付している。当該紹介状を通じて、診断が出た場合にはかがやきで必要な支援を行う旨を伝えていたことから、本件医療機関からかがやきに対し、審査請求人の診察内容について情報提供さ

れたものが、本件公文書である「医療機関用診療情報提供書」である。

(2) 本件処分について

ア 条例第16条第3号及び第4号に該当することについて

本件公文書はその性質から、開示した場合に医師と患者との信頼関係が損なわれ、診療が必要にもかかわらず患者が診療を忌避するなど医療機関の診療行為に支障を来たすおそれがある。

このため、当該医療機関はかがやきに対して、審査請求人に開示しないことを前提に任意提供されたものである。

よって、条例第16条第3号及び第4号に該当すると判断し、非開示としたものである。

イ 条例第16条第7号に該当することについて

本件公文書は上記アで述べたように、公にすると当該医療機関の診療行為に支障をきたすものであり、本人に対しても開示しないことを前提として任意に提供されたものである。

また、当該医療機関から、開示する可能性があるという条件ならば今後任意の提供を行うことができない旨の回答があった。

そのため、これを公にすれば、当該医療機関との信頼関係を損ねることになり、今後他の診療事案に関しても「医療機関用診療情報提供書」などといった情報提供を受けることができない事態を生じさせ、かがやきにおける発達障害者支援等の事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第16条第7条に該当するとして、本件公文書を非開示とする判断をしたものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 「患者（中略）に提供すべきではない情報を含む場合がある」と主張しているが、実際にそれが含まれているのか否かについて個別に判断すべきである。
- (2) 次いで、「医療機関の診療行為に支障を来たす可能性がある」とも主張しているが、実際に如何なる支障を来たすのかについて個別に判断すべきである。
- (3) 更に、「かがやきとしては必要な情報が得られなくなることから、事業執行に支障を来たす」とも主張しているが、実際に如何なる支障を来たすのかについて個別に判断すべきである。
- (4) 処分庁は医療機関及びかがやきを挙げているが、審査請求人は現在に於いて両機関を利用しておらず、尚且つ今後に於いてもその見込みは無い。従って、仮に何らかの支障を来たすにしてもそれは両機関間に於ける事であり審査請求人に及ぶ事では無い。
- (5) 弁明書に於いて処分庁は「開示した場合に医師と患者との信頼関係が損なわれ」と書いているが、本件公文書を作成した医師と審査請求人は、2017年1月27日を以て信頼関係は既に破綻しているので、

それが「損なわれ」る「おそれがある」という強弁は事実即しておらず明らかに失当である。

(6) また処分庁は「診療が必要にもかかわらず患者が診療を忌避する」と書いているが、前述した通り審査請求人に対する診療を忌避したのは医師であり、これは医師法19条1項に違反する犯罪である。従ってそれを前提とした「支障をきたすおそれがある」という強弁も事実即しておらず明らかに失当である。

(7) 弁明書に於いて処分庁は「公にすると当該医療機関の診療行為に支障をきたす」と書いているが、前述した通りその強弁は事実即しておらず明らかに失当である。また、支障の有無とは別に「当該医療機関の診療行為」を検証出来ない事自体が極めて不適であり、寧ろそれが通院患者であった審査請求人に於ける支障である。要するに、処分庁による強弁は、本件公文書を作成した医師を擁護する内容であり、通院患者であった審査請求人に法的に保障されている開示請求権が蔑ろにされているのである。

仮に本件公文書が開示されなければ、それを作成した医師による「診断や治療」の適否について検証出来ず、それは結果として通院患者であった審査請求人に不利益を齎す事に為るので到底容認出来ず、更に邪推すれば仮に本件公文書が開示されるとそれを作成した医師による「診断や治療」が不適であり、それを妨げる為に「支障をきたす」という事実には則さない強弁を弄している疑いがある。要するに、仮に本件公文書が開示されるとそれを作成した医師の都合が悪いので開示しないと強弁しているだけでは無いのかという疑いがあり、その様な個人の不都合を事由にして開示請求権を認めず、開示義務を果たさない事が法的に許される訳が無い。

(8) 「他の診療事案」についても、それは他の通院患者や他のかがやき利用者其々が自らの権利を行使すれば良いので、両機関間に於ける「信頼関係」を事由にしてその権利の行使を妨げる事が法的に許される訳が無い。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、かがやきが審査請求人に対し本件医療機関を紹介した際、当該紹介を通じて診断が出た場合にはかがやきで必要な支援を行う旨を本件医療機関に伝えたことを受け、本件医療機関が、かがやきに対し、審査請求人の診察内容について情報提供したものである。

(2) 条例第16条第4号該当性について

ア 実施機関が行う事務・事業においては、法人等又は個人から開示しないと条件の下に任意に情報の提供を受けることがある。条例第16条第4号は、法人等又は個人が実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供した情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを非開示情報としている。

イ 本件公文書は、かがやきが本件医療機関における診断を踏まえた支援を審査請求人に行うため、本件医療機関から、審査請求人に開示しないことを前提に任意で提供を受けたものである。したがって、この不開示条件を付することが合理的であると認められる場合には条例第16条第4号に該当することとなるため、この点について以下、検討する。

ウ 本件公文書について、本件医療機関は、仮に患者本人がその内容を知り得た場合、医師と患者との信頼関係が損なわれ、診療行為に支障をきたすおそれがあることを理由として、審査請求人に開示しないことを条件に、かがやきに任意で情報提供したものであると認められる。

一方で、かがやきにおいては、個々のかがやき利用者に適した支援を行う上で、医療機関からの診察内容に関する情報提供が重要であること、またこの情報提供があくまでも医療機関の任意の協力であるため、かがやきと医療機関との信頼関係が損なわれ医療機関から情報提供を受けられなくなると、かがやき利用者への支援に関する事務・事業の遂行に支障を及ぼすことが認められる。

エ これらを考え合わせると、当審査会は、本件公文書の提供を受けるに当たり、審査請求人に開示しないとの条件を付したことには、合理性が認められると判断する。

(3) 条例第16条第3号及び第7号該当性について

本件公文書はその全体が(2)のとおり条例第16条第4号に該当するものであるから、同条第3号及び第7号該当性の検討までは要しない。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 1月 7日 諮問

1月29日 諮問庁からの弁明書の提出

3月 1日 審査請求人からの反論書の提出

令和4年 1月28日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）

3月18日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第9回会議）

5月27日 審議（令和4年度第1回会議）

※ 行政不服審査法第34条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあつたが、当審査会は、当該手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）